

議案第77号

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月1日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げる等の規定の整備を行う地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）が令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

朝来市国民健康保険税条例(平成17年朝来市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

第23条の2中「「総所得金額」とあるのは」を「「総所得金額及び」とあるのは」に、「第3号において同じ。))」を「第3号において同じ。))及び」に改める。

附則第2項中「所得税法(昭和40年法律第33号)」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び」を加え、「法」を「法」に、「とする。))」を「とする。))及び」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の朝来市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第77号資料

朝来市国民健康保険税条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p data-bbox="304 306 657 342">(国民健康保険税の減額)</p> <p data-bbox="253 347 837 965">第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p data-bbox="284 969 833 1086">(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u></p>	<p data-bbox="911 306 1264 342">(国民健康保険税の減額)</p> <p data-bbox="860 347 1444 965">第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p data-bbox="890 969 1447 2040">(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計</u></p>

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ（略）</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得 金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>に被保険 者及び特定同一世帯所属者1人につ き28万5,000円を加算した金額を超 えない世帯に係る納税義務者（前号 に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得 金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>に被保険 者及び特定同一世帯所属者1人につ き52万円を加算した金額を超えない 世帯に係る納税義務者（前号に該当 する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>（特例対象被保険者等に係る国民健康 保険税の課税の特例）</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務 者である世帯主又はその世帯に属す る国民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が特例対象被保険者 等（法第703条の5の2第2項に規定 する特例対象被保険者等をいう。第24 条の2において同じ。）である場合にお ける第3条及び前条の規定の適用につ いては、第3条第1項中「規定する総</p>	<p>数（以下この条において「給与所得 者等の数」という。）が2以上の場合 にあつては、43万円に当該給与所得 者等の数から1を減じた数に10万円 を乗じて得た金額を加算した金額） を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ（略）</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得 金額及び山林所得金額の合算額が、 43万円（納税義務者並びにその世帯 に属する国民健康保険の被保険者及 び特定同一世帯所属者のうち給与所 得者等の数が2以上の場合にあつて は、43万円に当該給与所得者等の数 から1を減じた数に10万円を乗じて 得た金額を加算した金額）に被保険 者及び特定同一世帯所属者1人につ き28万5,000円を加算した金額を超 えない世帯に係る納税義務者（前号 に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得 金額及び山林所得金額の合算額が、 43万円（納税義務者並びにその世帯に 属する国民健康保険の被保険者及び 特定同一世帯所属者のうち給与所得 者等の数が2以上の場合にあつては、 43万円に当該給与所得者等の数から 1を減じた数に10万円を乗じて得た 金額を加算した金額）に被保険 者及び特定同一世帯所属者1人につ き52万円を加算した金額を超えない 世帯に係る納税義務者（前号に該当す る者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>（特例対象被保険者等に係る国民健康 保険税の課税の特例）</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務 者である世帯主又はその世帯に属す る国民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が特例対象被保険者 等（法第703条の5の2第2項に規定 する特例対象被保険者等をいう。第24 条の2において同じ。）である場合にお ける第3条及び前条の規定の適用につ いては、第3条第1項中「規定する総</p>
---	---

所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」

_____とする。

所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。